

高校「政治・経済」における法教育の授業実践

—高校生の法意識調査結果をふまえて—

早川 尚人*

1. はじめに

2008年1月、中央教育審議会において「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」⁽¹⁾の答申が発表された。そのなかで、高等学校『「政治・経済」については、習得した知識、概念や理論などを活用し、課題を追究させる学習を一層充実させ、政治や経済についての見方や考え方を培うようにする。また、グローバル化や規制緩和の進展、司法の役割の増大などに対応して、法や金融などに関する内容の充実を図る。』⁽²⁾との記述がみられ、課題追究学習の推進と法教育・金融教育の重点化が明示された。そこで本報告では、高校生の法意識の現状をふまえ、公民科「政治・経済」における法教育の授業実践について考察する。法教育実践において重要な手段である体験的な学習をとおして、法やその背後にある価値や考え方を理解する学習を念頭においた。一つは、政治分野で「司法権の独立」のなかの裁判員制度についての学習であり、二つめは経済分野で「消費者問題と消費者保護」に関する学習である。前者は公法としての法が関係することは明白であるが、後者も私法分野での「契約」が重要なキーワードとなり、意識の有無にかかわらず日常生活と法との関連を可視化することが目的である。

2. 法意識とは

法意識の定義は多義的であるが、日本での法意識論の先鞭をつけた川島武宜の研究⁽³⁾は、せまい意味での法律に関する意識というよりは、広く社会一般の秩序をも含めた法に関する意識と

して定義している。本報告でもこれにならない、制定法に対する知識や意識を含めたより広い法に関連する意識の全体を法意識として考えた。川島によれば、日本人は国家対個人との関係における権利義務関係の未発達による権利意識の欠如が、法意識を特徴づけていると分析している。さらに川島は、近代的な法意識はその基盤に遵法精神が必需であるとの認識に立ち、社会関係を権利・義務の関係と捉えることにより各人の権利主張と他者のそれとの相互尊重ができる社会あるいは人間関係が、近代的な法意識を持つ市民による社会構造の規準であると考えた。たとえば具体的には、国家による個人の権利侵害に対して「訴訟嫌い」だから「泣き寝入り」するのではなく、人権尊重の憲法理念を盾に堂々と裁判により自らの権利主張をせよ、と主張するのである。つまり法に対する主体的な意識に基づく法行動こそが重要で、市民一人ひとりの意識に根づいていくことが大切になると考えるのである。

以上のような川島の法意識論に対して抽象的すぎるとして、日本文化会議⁽⁴⁾は、実定法を念頭に置いて具体的質問項目を設定して調査し、日本人の法意識が時代とともに変化し一様ではなくいくつかのパターンに分類できると考察した。すなわち素朴な道徳感情と法意識との関係性による分類である。しかしここでは、たとえば悪事をはたらくと天罰があるなどの道徳感情が高いことが、すなわち法意識とくに遵法意識が強いかということとそうでもないことなどが明らかにされたのである。複雑な感情が入り交じり法意識を規定していることが、調査により明らかに

*茨城県立下館第二高等学校

された。

さらに、現代における日本人の法意識調査として、22ヶ国に及ぶ外国との比較研究を行った法意識国際比較研究会⁽⁵⁾の新たな提示がある。それによれば、法一般に対しては「権威主義的」や「不公平」などのマイナスイメージを持つ日本人と、「正義」や「公平」などの肯定的なイメージを持つアメリカ人の姿は不変である。しかし、「契約」の観念などはアメリカ人ほど日本的な契約感を持つこと、すなわち厳格な契約内容を予め規定するのではなく状況に応じて内容をフレキシブルに取り扱うこと、また友人関係などではアメリカ人はむしろ法を用いないトラブル解決を望んでいることなどが明らかにされた。現代においては、表層的には日本人の方が訴訟での問題解決を望み、厳密な契約内容により拘束を求めるといった姿が浮かび上がったのである。

こうした法意識研究の変遷を見ていくと、川島が近代的法意識と規定した権利意識や契約観が必ずしも近代的といえるのかどうか問題となるのである。つまり、表面的には日本人の法意識も近代化し、法を主体的に用いた社会生活を営むようになってきているといえなくもない。しかし、法意識の規定要因は単純ではなく、必ずしも表面的な法行動だけで近代的であるとか、そうではないか判断できるものではないのである。したがって法意識は、常に流動的な社会における人間の行動要因と密接に関係するものと考えられる。

そこで、社会心理学的視点の必要性が生ずる。山岸俊男⁽⁶⁾によれば、日本人の集団主義的性格は相互監視のシステムが生み出す心の性質であり、そのシステムが崩壊することにより個人主義が台頭することを実験的に明らかにしている。この指摘を法意識にあてはめて考えると、現代の日本社会は、他者への信頼感が希薄であるため、「契約」は厳密に、「トラブル」は「訴訟」により決着をつけるといったことが意識化され

ていると解釈できるのである。

3. 高校生の法意識とは

前項での法意識論の検証をふまえて、報告者は高校生に対してアンケート形式の調査を行った⁽⁷⁾。調査の概要は以下のとおりである。

(1)調査対象

茨城県内の県立高等学校8校に協力を依頼し、2年生を調査対象とした。より一般的な高校生の法意識を調査するという目的から、各校における生徒の進路希望や実態も様々であることを念頭に置き学校を選んだ。回収標本数は、1516名（男子710名、女子806名）であった。

(2)調査日時

2004年10月22日～11月12日。

(3)調査方法

学級ごと学年一斉、クラス担当教員による質問紙調査。アンケート形式で、書き込み型。

(4)調査内容

質問内容のカテゴリーは、「時事的要素」「法や社会へのイメージ」「法的判断（抽象的判断）」「法的判断（具体的判断）」「生徒情報」「学校志向度」「家庭志向度」の七つに分け、質問項目数は全78問（資料後掲）とした。それらがどのような関係を持ち、各人の法意識を形成しているのかを分析した。また、先行研究における日本人の法意識とされたものと現代高校生のそれとを比較検証した。

(5)調査結果の考察

回収した質問紙は、データ入力をExcelファイル形式にて行い、分析についてはデータ解析ソフト「SPSS ver.12」を使用してコンピュータ処理した。なお、検定にはt検定を用い5%水準で有意差ありについては、 $p < .05$ 、1%水準で

有意差ありについては、 $p<.01$ と表記した。

はじめに調査結果を質問項目ごとに分析し、先行研究との比較において特徴的な傾向として多数意見となった項目(①～⑦)を以下に列挙する。

①厳罰志向性：殺人罪の最低刑罰および傷害罪の最高刑罰ともに、法定基準よりも重い回答判断を示している。さらに、犯罪抑止力としての重罰化、少年犯罪の実名報道についても肯定的である。

②桃源郷イメージ：6割が法律がなくても正常に動いていく日本社会が理想であるとしつつも、実際には法律がない状態では正常に動いていくはずがないと8割以上が回答している。

③法へのマイナスイメージ：生き方としては、法を知らなくとも自分の判断で生きていけるという法信頼性の低さが目立った。さらに、犯罪抑止には法律よりも道徳が重要であると考えられる傾向があり、①での結果に反している。

④不安定な遵法精神：交通信号をよく守り、家族や親友の犯罪は看過できない傾向を示した。しかし一方で、自身の生き方ではときに法を守らなくとも上手に生きるという回答傾向がみられた。

⑤低い所有権意識、著作権意識：他人の土地の所有権に関しては、尊重の意識が低い。コピーCDの譲渡に関する著作権意識も低い。

⑥厳格な契約意識、肖像権意識：商品購入後の無償保証は契約書どおりに解釈する傾向があった。インターネットでの個人情報暴露では、罪悪感が高かった。

⑦高い道徳心：他人に迷惑をかけないのは自分の良心があるからであり、悪いことをすると天罰があると考えられる傾向があった。

つぎに、意見や判断が割れた項目(⑧～⑪)は以下のとおりである。

⑧悪法は法か：どちらともいえないという回答が多数ではあったが、法と自分の考えを比較したときの判断は分かれた。

⑨様々な裁判イメージ：刑事または民事のイメージに分離した。金銭トラブルでは知り合いの有力者に、インターネットでの個人情報のトラブルでは弁護士に、と相談相手が別れたが、訴訟に持ち込む考えは低い。

⑩反体制志向：不当逮捕を想定したときに暴力に訴えて反抗するかの判断は割れた。

⑪他者信頼志向：「他人をみたら泥棒と思え」に対する意見は、賛否両論であった。

統計上の有意な性差がみられた項目(⑫～⑰)は以下のとおりである。

⑫女子に強い社会不安感：犯罪の増加傾向を憂慮し、社会に不安感を抱く傾向は、女子に強くみられた。 $\{t(1513)=4.09, p<.01\}$

⑬女子の裁判観は結果は二の次：裁判に対する考え方では、男子が結果優先、女子は議論重視の傾向を示した。 $\{t(1511)=5.12, p<.01\}$

⑭女子は高い遵法精神：自身の生き方としては、法遵守傾向が強いのは女子の方である。女子は、家族や友人の犯罪でも厳格に対処する傾向を示した。(友人の犯罪： $\{t(1512)=7.82, p<.01\}$)

⑮女子は高い肖像権意識：インターネットの個人情報に敏感なのは女子の方である。 $\{t(1513)=6.29, p<.01\}$

⑯女子に強い法の必要性認知：高校生の飲酒喫煙禁止の法律と死刑制度に対する判断では、男子は懐疑的であるが、女子は必要性を認める傾向があった。(酒煙： $\{t(1513)=3.13, p<.01\}$)

⑰女子は信頼感高い：前述の⑪では、女子は信頼傾向を示している。 $\{t(1510)=3.04, p<.01\}$

以上の結果から、①で厳罰志向性を示しつつも③では法信頼性の低さが目立ち、④では不安定な遵法精神を示すなど、刑法などの公法をイメージした各質問に関する高校生の法意識は多面性を持つことがわかった。また、⑤では所有権の曖昧さを示しつつ⑥で契約内容の厳格な遵守を示すなど、私法をイメージした質問でも同様の多面性を示した。このことから、国家対個人の関係における公法の理解と、私人間の関

係においての私法の理解が意識の面で全く分離されておらず、そもそもの法の意味や法分類などの基本的な学習がおろそかになっているものと考えられる。以下では、公法分野として国家権力が行う刑事裁判についての学習である裁判員制度を取り上げ、授業実践した結果を報告する。さらに、私法分野として私人間の法である民法における「契約」の学習を念頭に置いた授業実践を報告する。

4. 公法分野「裁判員制度に関する学習」についての授業実践

2008年4月公布の政令により、裁判員裁判が2009年5月21日から本格スタートを切ることとなった。1999年からの一連の司法制度改革の中心をなす大変革であるだけに、裁判所をはじめ法務省、日弁連など法曹界あげて積極的な取り組みがなされている。アメリカやイギリスでの陪審制度、ヨーロッパ諸国での参審制度なども違う日本の裁判員制度については、根本的な

制度の是非を含め多様な意見があることは当然である。しかし報告者は、市民的な権利としての司法権への参加制度は、公民的資質の涵養を目標とする公民科教育にとって決して否定的にとらえるべきものではないと考えている。そこで、裁判員制度の理解と参加への意識の向上を目的に、体験的・活動的な学習として模擬裁判を中心にした「政治・経済」の学習を試みる。

(1) 学習内容及び授業の展開

「政治・経済」での司法権の学習の流れにおいて、裁判制度や国民と裁判の関わりなどについては学ぶこととなっている。そのなかで、裁判員制度についての教科書の記述は未だ少ないのが現状である。そこで今回は、現職の裁判官を招いて講義と模擬裁判を行うことにより、裁判員制度の理解と考え方を体験的に学ぶことを目的とした。実施時期は2006年11月9日、実施対象は茨城県立下館第二高等学校第3学年文系203名である。講師として、水戸地方裁判所下妻支部から裁判官1名を招いた。

学習計画 [関]…関心・意欲・態度 [思]…思考・判断 [資]…資料活用 of 技能・表現 [知]…知識・理解

次	時	主な学習活動	教師の指導と評価（評価方法）
1	1	○ 裁判員制度の主旨及び法律用語の解説を聞き、ワークシートに記入する。 ・ 司法制度改革の一環としての裁判員制度とは ・ 刑事事件、刑事裁判とは ・ 起訴状とは ・ 裁判官及び裁判員の権限とは ・ 公訴提起、公判前整理手続きとは ・ 法廷審理、評議、評決とは など	・ 現職の裁判官による講義内容から、事前に通常の授業時に学習した司法権の独立や裁判制度を確認できるようにするため、ワークシートを用意し記入させる。 [関] 裁判員制度に関心を持ち、司法制度や裁判について意欲的に追究しようとしている。（ワークシート） [知] 裁判員として、将来実際に参加するかもしれないことを念頭に、制度の意義や手続きの重要性などについて理解を深めている。（ワークシート）
2	2	○ 裁判官の主導で模擬裁判を行う。 ・ 模擬裁判に参加する生徒は、裁判官が作成したシナリオを読みながら、それぞれの役割（裁判官、裁判員、検察官、弁護士、被告人）を演じる。 ・ 模擬裁判に参加しない生徒は、裁判のさまざまな手続き（ex. 証拠調べ、冒頭陳述、証人尋問、論告・求刑）に注意しながら、シナリオを聞く。 ○ 模擬裁判の判決を行う。 ・ ロールプレイした生徒だけでなく、その他の生徒も判決を試みる。	・ 模擬裁判は、裁判官が作成したシナリオをもとに進めていくが、途中で何をしているのかを説明することで、手続きの重要性について理解を深めさせる。判決については、ロールプレイした生徒だけでなく、その他の生徒にも発言させることで、結論を導くことの難しさを実感させる。 [資] 裁判における争点は何か、どのような手続きで公判が進むのかを理解している。（起訴状及び公判シナリオ） [思] 検察官、弁護士役の話を聞き、自ら考え公正に判断することができる。（発表）

(2)授業の考察と生徒の反応

現職の裁判官が講師ということで、単独クラスではなく「政治・経済」の授業を担当しているクラス全員の生徒を対象としての授業実践であった。模擬裁判で扱った事例は、放火事件の容疑者として逮捕され自らは否認するものの状況証拠から起訴された人物をめぐる裁判であった。シナリオは裁判官によって用意されていたものの、最後の判決は生徒だけで議論し合議のうえで判決を下すというものであった。前述した法意識調査での厳罰志向性の結果（たとえば「少年犯罪の凶悪化にはもっと罰を厳しくして臨むべきか」の問に男子で62.9%，女子で59.9%が肯定的な回答を示した）から考慮するならば、ロールプレイした生徒たちは有罪と判断するものと想定したが、結論は、証拠や証言に疑いが残るとの判断で無罪であった。時間の制約もあり、十分に議論できたかどうかについては若干の不安は残るものの、事前の授業において「疑わしきは被告人の利益に」などを学習したため、そうした判断をしたと生徒のひとは説明した。ロールプレイした生徒以外の生徒もそれぞれが別な視点で判断しており、ある生徒は、複数の目撃証言がありそれらは信用できるとして有罪と判断したと説明した。生徒には事前及び事後アンケートを実施し、その意識の変化を示した図は以下のとおりである。

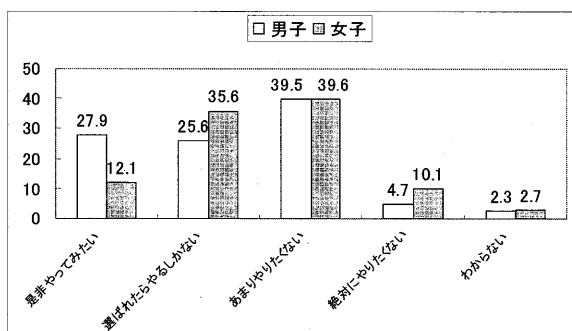


図1 事前：裁判員をやってみたいか

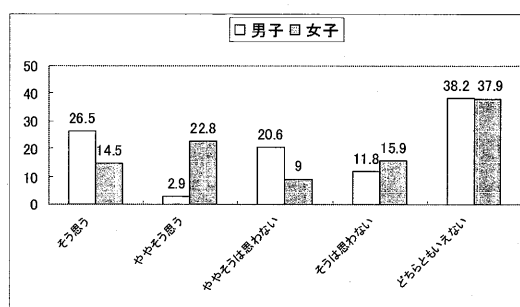


図2 事後：裁判員をやりたいか

(3)課題と展望

アンケート結果が示すように、是非裁判員として参加したいという意見は増えてはいない。消極的参加の意見はむしろ大幅に減少している。このことは、模擬裁判とはいえ生徒自らが参加しあるいは傍聴することで、裁判員としての責任の重みを理解したためではないかとも考えられる。つまり、刑事裁判で人を裁くということが非常に責任が重く、かつ手続き上も複雑で判断に迷う、精神的にもきつい作業であることを理解できたためであるといえるのではないか。ロールプレイしなかった生徒のなかには、面倒くさいとか、やはり専門家である裁判官に任せたいなどとの意見があった。また、全体をとおして「難しかった」という意見が85%もあり、単に知識の活用だけではなく考えて判断することの難しさが認識されたようだ。それでもこの制度は、市民が国家権力の側に立つことで統治者、主権者としての自覚を深めさせ、刑事司法に対する国民のコントロールという点で意義のあるものと報告者は考える。さらに、重大な犯罪を扱うという点では避けて通れない死刑制度についても、考えを深めさせる課題追究型の授業への発展を包摂している。あるいは、統治機構としての国家権力をあらためて憲法から問い直すための立憲主義に関する授業展開も想定できよう。法意識調査でも明らかとなったように、犯罪の増加や社会不安の増大などの意識のもとでは、死刑制度については犯罪抑止力としての制度の維持や厳罰化傾向が、高校生の

みならず一般的な世論の傾向であろう。実際に裁判員制度が始まると、今回のような事例ではなく殺人事件それも重大な内容を含んだ案件を審理しなければならなくなる。法に基づいて裁判を行うという司法に関する学習と、人権や立憲主義からみた死刑制度の妥当性についての学習は、今後も大いに工夫改善が必要な分野であると考えられる。

5. 私法分野「消費者問題と消費者主権」についての授業実践

私人間の法である民法について、その基本概念である「契約」については教科書ではほとんど扱われない。もちろん契約行為が法律上の行為であることは学習せずに「消費者問題と消費者保護」についての学習が行われる。そこでは、通常は契約をめぐるトラブルとそれに対しての法律による消費者保護の視点から授業が展開される。つまり、カード社会を反映したクレジットトラブルや自己破産の増加、あるいはインターネットの普及による電子商取引をめぐるトラブル、悪質商法の順に内容が展開される。さらに、それらの問題に対処すべくクーリングオフ制度や製造物責任（PL）法、消費者契約法などの法的な知識が重要とされ、消費者は保護される立場であるとの認識が前提となっている。しかし、そもそも契約とは何なのか、契約にともなう責任などはどう考えればよいのか、という基本的な視点をおろそかにしてはこれらの知識は日常生活上で生きてこないのではないだろうか。そこで、本単元では契約概念を日常生活上から理解させ、そのうえで私的自治原則から消費者問題を考えさせる授業展開を試みる。また、身近に生じる金銭をめぐるトラブルの解決手段として、私的自治原則に基づく当事者間交渉と民事訴訟の間をつなぐものとしてADR（裁判外紛争処理手続き）についての理解を深めさせる授業展開を試みる。

(1)学習内容及び授業の展開

日常生活上の消費活動は、すべて契約概念のもとに成立していることを事例から生徒に実感を持たせる。たとえば、「商品売買の契約成立はどの時点から生じるか。」などの質問により、生徒の持つ曖昧な契約意識の喚起を促したい。法的な行為である売買契約を、民法の条文から理解することにより、日常生活であまり意識してこなかった法的な行為について実感を持たせたい。その上で、契約が成立したときには売の方も買う方もそれぞれの責任が生じることにより経済生活が成り立っていることを認識させる。また、身近に起こりうる経済に関する紛争についてどう対処すべきかを考えさせるため、友人関係における物品貸借上のトラブル（損害賠償を伴う金銭トラブル）を事例にあげ、その解決法を考えさせる。生徒自らが主体となって契約や経済上の紛争処理について考えることにより、「身近な教材」としての教材化を図った。

本単元の指導にあたっては、経済生活上の基本的な概念である「契約」や「私的自治原則」、経済上のトラブルについての「紛争処理」の考え方について、あらかじめ生徒の実態を調査するアンケート調査を行った。（図3）

Q1は、「売買契約として成立するのは、次のうちの時点からだと思いますか。」という質問であるが、回答の選択肢は「A：契約書にサインし、印鑑を押したとき」「B：売の方と買う方の双方が合意したとき」「C：契約書に記載されている売買する日付」の3つである。図3のとおりAとBの回答が拮抗した。法的な解釈では、民法第555条の売買契約に関する規定によりBのいわば口約束でも契約は成立するのである。生徒の日常生活上の感覚と法的な解釈とはずれが生じていることがわかった。

Q2は、「次の場合、購入した商品が返品できると思いますか。」という質問で、契約が成立し購入した商品がどのようなときに返品、すなわち契約の解除ができるかを問うたものである。条件を「①：購入した問題集が、一部破れてい

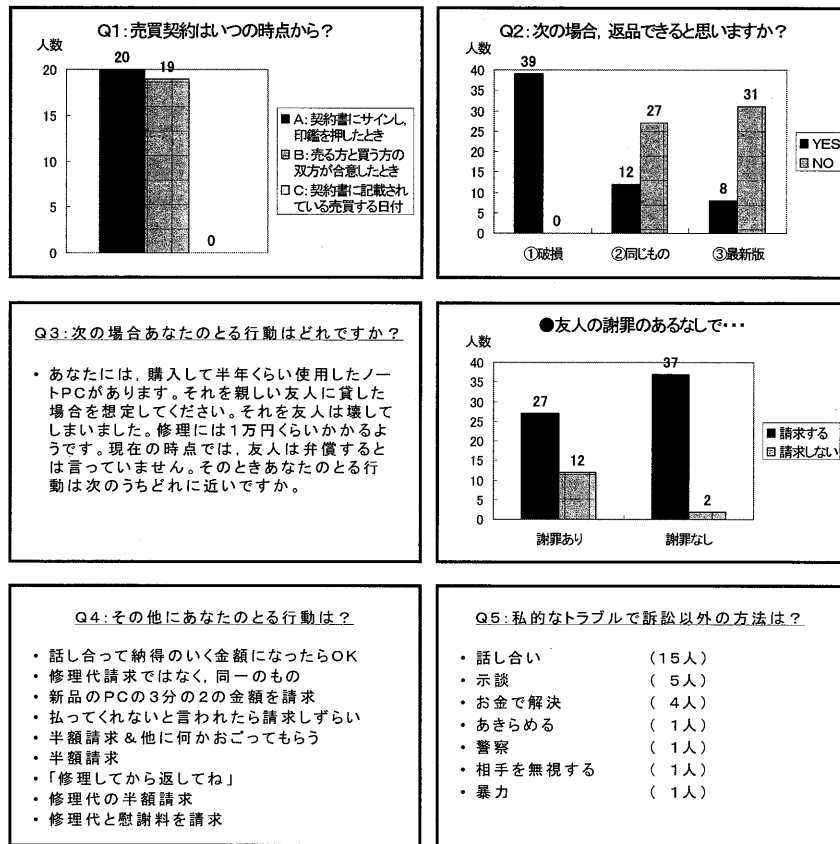


図3 事前アンケート調査結果

(2005年10月5日実施 茨城県立下館第二高等学校3年1組39人)

て見えなかった」「②:購入した問題集が、実は家に同じものがあった」「③:購入した問題集の最新版が実は発刊されていた」の3つとし、YesかNoで問うた。法的な解釈では①の破損があった場合を除き返品はできないのであるが、これも条件によっては返品可能、すなわち契約解除を消費者側の理由だけで可能であると考えている生徒がいる実態が判明した。

Q3およびQ4は、友人間の物品貸借に伴う損害賠償を念頭に置いた質問であるが、生徒のトラブル解決すなわち紛争処理に関する様々な考え方があったことがわかった。しかし、Q5の訴訟以外での解決方法を問う質問では、「あきらめる」や「暴力」などの市民社会では否定的な態度をとる回答もあることがわかった。

指導の手だてとして、以下の3点に重点をおいた。

①身近なところから経済について考え、自ら

発表できるようにするための工夫

商品購入などの想定しやすい状況を場面設定し、グループ学習形式で発表、意見交換を行わせることにより、なるべく多くの生徒が考えを発表できるように工夫した。

②考えをまとめるための工夫

グループにおける議論や授業内容の確認及び知識理解のために、ワークシートを用意し記入させる。

③身近な問題としての理解を深めさせるためのゲストティーチャーの活用

ゲストティーチャーの弁護士による現実の消費者問題などの事例説明をとおして、経済上のトラブルが身近な問題として把握できるようにする。また、ゲストティーチャーに生徒同士の議論に入ってもらい、経済に関する事項を考える学習の際の問題把握とその対処の道筋が法的思考を踏まえているかどうかを確認してもらう。

次時	主な学習活動	教師の指導と評価(評価方法)
1 1	<p>○ 消費者問題に関する新聞記事を収集し、様々な特徴を持った問題について考える。また、調べた内容をワークシートに記入する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・悪徳商法 ・カード被害 ・インターネット契約被害 ・クレジットトラブル など <p>○ 消費者保護制度について法的な視点から理解する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者保護基本法 ・クーリングオフ制度 ・製造物責任(PL)法 ・消費者契約法 <p>○ 身近な問題としての消費者問題と消費者保護について、ワークシートをまとめることにより学習への関心を高める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本單元については、これまでの政治や経済で学習した内容が深く結びついていることを理解できるようにする。 ・新聞記事からどのような消費者被害があったか、被害者側には責任はなかったか、などに留意しながら調べるように促す。 ・消費者問題における被害者の救済については、様々な手続きが必要となり常に保護されるわけではないことを確認する。 <p>[知] 消費者問題は、高校生でも被害者となりうる身近な経済問題であることを理解することができる。(ワークシート)</p> <p>[関] 消費者問題に関心を持ち、望ましい解決の在り方を意欲的に追究しようとしている。(ワークシート)</p>
2 2	<p>○ 経済生活上の「契約」について、民法の規定からその条件を理解する。また、契約解除についてもその法的な解釈を民法の条文から考える。</p> <p>○ 契約をめぐるトラブルを解決するための方法について、ロールプレイをおして考え、ワークシートに記入する。</p> <p>○ 私的自治原則の観点から身近な経済上の紛争処理について考え、シミュレーションを行った結果を発表する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・商品購入時における売買契約について理解することで、消費者問題をとらえられるようにする。 ・契約は日常生活上常に行われているため、意識の有無にかかわらず権利・義務関係が生じていることを、ゲストティーチャーの弁護士から説明してもらい、生徒が気づくことができるようにする。 ・身近な経済上の紛争については、現実味を持って考えるよう促すため、体験的な学習により、当事者としてロールプレイを行った状況をワークシートに記入しまとめる。 <p>[思] 「契約」、「私的自治原則」など経済生活上の基礎的事項を多面的に考察し、紛争の望ましい解決の在り方について様々な立場を踏まえ公正に判断している。(ワークシート・発表内容)</p>
3 3	<p>○ 経済上のトラブル解決方法としての民事裁判は最終手段であって、それ以外にADR(裁判外紛争処理手続き)という解決方法があることを理解する。</p> <p>○ 前時のロールプレイの条件を変更し、第三者である調停者の役割をもうけて紛争解決をシミュレーションしてみる。紛争処理の課題や当事者の主張、調停案などをワークシートにまとめる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・紛争処理については、民事裁判では当事者の主張を裁判官が裁定する方法となり、どちらか一方の利益が優先されるので、お互いの譲歩により合意を目指す方法としてADRがあることを理解できるようにする。 <p>[知] 身近な経済上のトラブルを解決する手段としてのADRについての知識を得て、その手法について理解している。(ワークシート)</p> <p>[資] とくに調停に基づく紛争処理についてシミュレーションをおしてその方法や技法について理解している。(ワークシート・発表)</p>

とくに力点を置いた第2次の学習指導案については、以下のとおりである。

学習内容	GT・資料	指導上の留意点及び評価
1 契約について理解する。 (1) 契約の意味について具体的に考える。 また、契約の発生要件を弁護士に聞く。	事前アンケート 結果をプロジェクタ表示 弁護士	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活上の「契約」関係について、提示した事前アンケートの結果から考えられるようにする。 「契約」は、法律の条文から法的な行為であることを確認する。
2 契約の成立について法律から考える。 (1) 契約の成立により当事者間に権利・義務関係が生ずることを理解する。契約とは何かをワークシートに記入する。	弁護士 ワークシート	<ul style="list-style-type: none"> ゲストティーチャーから「私的自治原則」についての解説を聞き、契約により生じる権利・義務関係について、法律の規定から考え理解できるようにする。
3 紛争の発生とはどんな状態かを考える。 (1) 一方的な契約破棄の場合や、契約内容に瑕疵があった場合などに、どういう手続きによりトラブルが解決（紛争処理）されるのかを考える。 契約に関するトラブルが発生した場合、どのような解決方法があるか考えてみよう。		<ul style="list-style-type: none"> 教科書のクーリング＝オフ制度や消費者契約法については、消費者保護の特殊な場合であることを理解できるようにする。
4 紛争処理について理解する。 (1) 私的自治原則から紛争処理を考える。 (2) 具体例をもとに、グループ内で当事者A、Bに別れ、ロールプレイをとおしてお互いの主張をつきあわせて紛争処理体験をしてみる。出てきた意見をワークシートにまとめ、班ごとに発表する。 (3) 話し合いで合意にいたらない場合は、どのような解決方法があるかを話し合ってみる。	トラブル内容をプロジェクタ表示 弁護士 ワークシート	<ul style="list-style-type: none"> ロールプレイをとおして、紛争処理の難しさを様々な立場から考え、公正に判断しようとしている。 <p>[思] 「契約」、「私的自治原則」など経済生活上の基礎的事項を多面的に考察し、紛争の望ましい解決の在り方について様々な立場を踏まえ公正に判断している。 (ワークシート・発表内容)</p>

(2)授業の考察と生徒の反応

①身近なところから経済について考え、自ら発表できるようにするための工夫

生徒はあらかじめグループを作成して授業に臨んだ。たとえば、「口約束だけでも契約になるなんて思ってなかった」という感想があったが、いかに日常生活において契約概念などを意識せずに消費活動を行っているかを、民法の条文から分かったようだ。また、ゲストティーチャーから消費者問題に関する現実の話聞き、教科書に記述されている知識が社会生活上重要であることを実感できたようだ。さらに、「契約するということは、責任がともなうことなのだわかった」という感想から、ゲストティーチャーから事例を聞いて消費者の立場は保護されるばかりではなく、自己責任も伴うということをおおむね理解できたようである。つぎに、当事者

主義による私的自治原則の現実的な理解を深めるため、友人間でのノートPC貸借上のトラブル（借りた方が壊してしまい修理に1万円かかる）を想定したうえで、双方の立場でロールプレイを行ってみた。この課題設定の意味は、契約行為が売る側と買う側といった売買契約のみならず、交換契約や貸借契約などをも含む広い意味を持つものであり、高校生にとってはむしろ、貸借契約の方が想定しやすいのではないかと判断したためである。生徒同士の議論は白熱し、各グループの発表では多様な意見が出された。グループによる議論と講義の時間の区別をつけるため、プレゼンテーションソフトを使って生徒の注意を散漫にさせないように授業展開を工夫した。具体的には、議論の時間にはトラブルの内容を簡潔に説明した内容をスクリーンに表示させ、課題設定から議論が大きく逸れな

いよう注意を促せるようにした。また、講義時には生徒用のワークシートをスクリーンに表示させることにより、講義内容の進捗やポイントについて生徒が把握しやすくなるようにした。

②考えをまとめるための工夫

授業の一連の流れは、各種のワークシートをもとに展開した。たとえば、経済上のトラブル解決つまり紛争処理に関するシミュレーション時には、考え方をまとめるための手だてとなるワークシートを用意し記入させた。表1は「紛争分析シート」であるが、トラブルの原因となっている問題を解決するために必要な当事者双方の意見や考え方を分析し、まとめるための道具として活用した。これにより生徒はトラブルを多面的にとらえ、解決への足がかりが発見できるよう考えをまとめ、整理できた。しかし実際は当事者間の紛争処理には限界があり、シミュレーションをしても解決策を合意できるグループはなかった。そこで、第3時限目には第三者の仲介により紛争処理を目指す調停の技法について学ぶ予告をした。

表1 紛争分析シート (生徒の記述から抜粋)

当事者Aの 利害・本音	当事者A (ノートP Cを貸した 方)の主張	課題 ・なにを? ・どうやっ て?	当事者B (ノートP Cを借りた 方)の主張	当事者Bの 利害・本音
・修理代の 1万円は 払って欲し い ・まずは謝 れ ・貸して失 敗した ・逆の立場 ならどうな んだ	・ノートP Cを元通り にして欲し い ・弁償して 欲しい	壊してし まったノー トPCの扱 いをどうす るか?	・自分のせ いで壊れた んじゃない ・貸した方 にも責任が ある	・修理に 1万円もか かるのはい やだ ・元々壊れ てたんじゃ ないの ・そんなに 怒るな

③身近な問題としての理解を深めさせるための ゲストティーチャーの活用

ゲストティーチャーから契約や私的自治などの概念をわかりやすく解説してもらった。生徒は、法律の専門家としての弁護士から現実に行き起きている経済上のトラブルの話に興味深く聴い

ていた。また、本授業におけるゲストティーチャーの役割は単なる用語解説にとどまるのではなく、生徒同士の議論が法的思考や議論の技法に則った形式で行われているかをチェックするファシリテータの役割も担っていた。たとえば、「お金で解決できることと感情の行き違いになっていることの違いはどこか」などの質問をとおして、トラブルの内容についてどの部分が争点となっているか、合意できる部分はどこかなどを具体的に考えさせるためのヒントを与えていた。

(3)課題と展望

「消費者問題と消費者保護」に関する学習を契約概念からとらえ直すことで、契約をめぐるトラブルについて私的自治原則に基づいた紛争解決という視点で授業を組み立てた。「契約」や「私的自治」といった用語を法的に解釈することで、実際の日常生活上でもこうした概念が重要であることを体験的な学習活動により理解できたのではないか。

弁護士による専門的知識の解説や具体的事例説明では、生徒の興味関心が引き起こされ、事後アンケートからも反応は好評であった。ただし、議論を進めていく上での法的思考については、一度きりの学習では到底身につくものではない。したがって、法的思考に関する技法や紛争処理に関する課題の立て方などに、今後の工夫の余地があるものと考えられる。とくにADRについては、経済的な問題以外にも身近なトラブルを、訴訟ではなく第三者が介入しての調停や仲裁などの方法で解決を目指す手法である。「法テラス」の設置や「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」の施行により、社会生活上の紛争解決に関する法整備は充実しつつある⁽⁸⁾。法に主体的に関わり能動的に活用する能力が求められる現代、トラブル解決の手法について学ぶことは重要である。報告者は、今後こうした紛争処理に関する体験的な学習の必要性が増し、

調停や仲裁などのトレーニング技法の実践が教育現場で重要な意味を持つものと考えている。

6 おわりに

高校生への法意識調査のなかで、生き方としては、法を知らなくとも自分の判断で生きていけるという法信頼性の低さが目立ち、一方で法による厳罰志向性もあわせもつというアンビバレントな意識があぶり出された。法に対するネガティブなイメージは、高校生のみならず日本人の特性であることを法意識国際比較研究会は明らかにしている。報告者の日々の現場での実感であるが、憲法も刑法も民法もあるいは条例や規則、命令、学校の校則にいたるまでおよそあらゆるルールや規則は、明文化の有無を問わず、生徒のなかでは同じレベルでとらえられているのではないか。このことは、現在の高校

「政治・経済」の授業においては、法に関する考え方や法の用い方、あるいは法分類などが系統的な学習として整理されていないことが原因と考える。少なくとも、公法と私法の区別をとおして法の役割について学ぶことは必要ではないか。そこで、国家の法としての公法分野では裁判員制度の学習をとおして、国家権力による刑事裁判での正義の実現はどうあるべきかを学んだ。また、私法分野では契約概念から消費者問題の教材をとらえ直すことで、私的自治や紛争処理について主体的に学習する方法を考察した。法やルールは、本来は個人の人権を守り社会生活を豊かにしていくべきツールである。法に対するネガティブなイメージを少しでも改善し、自由で公正な市民社会を構築するために能動的に法を活用できる力の育成を目指し、今後の法教育実践を工夫していきたいと考えている。

＜資料・アンケート質問項目一覧＞

カテゴリ	質問番号	内容
時事的要素	Q1-1	裁判員制度への参加意欲
	Q1-2	裁判員制度の知名度
	Q1-3	殺人罪の法的最低刑罰
	Q1-4	傷害罪の法的最高刑罰
	Q1-5	自警団組織への賛否
法や社会へのイメージ	Q2-1	日本人は良心的な人が多いか
	Q2-2	日本社会は悪い方へ向かっているか
	Q2-3	法律は、国家を守り、国民を取り締まるためのものか
	Q2-4	法律は、個人の生命や財産など人権を守るためのものか
	Q2-5	法律がなくても、正常に動いていくような日本社会が理想か
	Q2-6	法律がない状態では、いまの日本社会が正常に動いていくはずがない
	Q2-7	困っている人を助けるためには、あなたは時には法を破ることもあり得るか
	Q2-8	自分の考えでは正しくないと思うときでも、国の法律ならば従うか
	Q2-9	いつでも法律さえ守ってれば、自分の生き方として間違いはないか
	Q2-10	社会にはたくさんの様々な法律があるが、それらをいちいち知らなくとも自分の判断でうまく生きていけるか
	Q2-11	犯罪を少なくするには、法律で事細かにしてはいけないことを明確にしておくことが大切であるか
	Q2-12	犯罪を少なくするには、道徳やモラルが大事であり、法律を厳しくしても仕方がないか
	Q2-13	裁判のイメージについて
	Q2-14	裁判に対する考え方
	Q2-15	自身の現在あるいは将来の生き方
	Q2-16	他人へ迷惑をかけないという考え方は、それが法律で禁止されているからなのか、それとも自分の良心なのか
	Q2-17	「人を見たら泥棒と思え」ということわざがあるが、あなたの他人を見る基準は
法的判断（抽象的判断）	Q3-1	身に覚えのないことで警察に逮捕されそうになったときには、暴力に訴えてでも従わないか
	Q3-2	家族の誰かが重大な犯罪を犯しているとき、必ず自首をすすめるか
	Q3-3	親友がスーパーで万引きをしようとしているところを見たと、必ず止めさせるか
	Q3-4	身近な人が殺された場合、警察に頼るのではなく自分で復讐したいか
	Q3-5	少年犯罪の内容が重大な場合はテレビや新聞などに実名を報道してもよいか
	Q3-6	道路の信号は、たとえ他に車が来ないと確認できてもいつでも守るべきか
	Q3-7	高校生の喫煙や飲酒については法律で禁じられているが、それは一定の効果をもたらしているか
	Q3-8	犯罪防止のためには、どんなところにも監視カメラを設置することに賛成か
	Q3-9	死刑制度は犯罪予防に役立っていると思うか
	Q3-10	少年犯罪の凶悪化にはもっと罰を厳しくして臨むべきか
	Q3-11	カギのかかっていない他人の自転車を乗ってしまうのは、そんなに悪いことではないか
	Q3-12	空き地であれば、他人の土地だと分かっているにもかかわらず勝手に遊んでも問題ないと思うか
	Q3-13	CDをコピーして友人にあげることはそんなに悪いことではないか
	Q3-14	インターネットのホームページに、他人の写真を無断で使っても問題ではないと思うか

カテゴリ	質問番号	内容
法的判断（具体的な場面）	Q4-1	商品購入後の保証期間に対する融通性
	Q4-2	友人への貸し金に対し借借書を取るか
	Q4-3-1	BSE返金騒動で、絶対に行かないか
	Q4-3-2	BSE返金騒動で、正直に申告するか
	Q4-3-3	BSE返金騒動で、友人の誘いに乗って多く返金受けるか
Q4-3-4	BSE返金騒動で、企業側の対応の是非は	
Q4-3-5	BSE返金騒動で、だまして返金受けるのは罪になるか	
Q4-4	アルバイトの報酬を不当に減額されたときの態度	
Q4-5	インターネット上の私的情報暴露に対する態度	
生徒情報	Q5-1	性別
	Q5-2	高校卒業後の進路
	Q5-3	新聞への関心
	Q5-4	ニュースへの関心
	Q5-5	社会問題を考えるときの参考意見
	Q5-6	高校に入学して良かったと思うか
	Q5-7	マスコミの情報は、報道されている内容については間違いはないことだと思うか
	Q5-8	「現代社会」や「政治・経済」の授業で学ぶことは有意義だと思うか
	Q5-9	「現代社会」や「政治・経済」の授業では、教科書に書いてある知識を覚えることが大切か
	Q5-10	「現代社会」や「政治・経済」の授業では、社会で起こっている問題についても生徒が議論すべきか
	Q5-11	いつでも頑張っていれば、何事もうまくいっているか
	Q5-12	悪いことをした場合、何か天罰があると思っているか
	Q5-13	成人するまでの間は、親の言いつけをよく守ることが大切だと思っているか
学校志向度	Q5-14	①授業はまじめに受けている。
	Q5-14	②学校行事(球技会や文化祭)には積極的に参加している。
	Q5-14	③部活動に参加している。
	Q5-14	④先生とよく話をする方である。
	Q5-14	⑤学校での友人は多い。
	Q5-14	⑥授業中あまり集中できない。
	Q5-14	⑦学校に遅刻することがある。
	Q5-14	⑧校則はあまり守っていない。
	Q5-14	⑨校則には不満がある。
	Q5-14	⑩学校はあまり好きではない。
家庭志向度	Q5-15	①メールや携帯で友人とやりとりをする。
	Q5-15	②友人の家や自宅でおしゃべりする。
	Q5-15	③カラオケやゲームセンターに行くことがある。
	Q5-15	④町をぶらぶら歩いたり、コンビニに集まる。
	Q5-15	⑤アルバイトをする。
	Q5-15	⑥学習塾に行く。
	Q5-15	⑦何かの習い事をする。
	Q5-15	⑧学校以外のサークルやボランティア活動をする。
	Q5-15	⑨家の手伝いをする。
	Q5-15	⑩家で勉強する。

註

- (1) 本論文執筆時 2008 年 8 月では、新しい高等学校学習指導要領は発表されていない。
- (2) 中央教育審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」2008 年 1 月、82 頁。
- (3) 川島武宜 (1967) 『日本人の法意識』岩波書店
- (4) 日本文化会議編 (1973) 『日本人の法意識』至誠堂、日本文化会議編 (1982) 『現代日本人の法意識』第一法規、その他としては、星野英一 (1985) 「日本人の法意識——民法学者からの問題提起——」日本法社会学会編『法意識の現状をめぐって』有斐閣などがある。
- (5) 法意識国際比較研究会の調査については、河合隼雄・加藤雅信編著 (2003) 『人間の心と法』有斐閣に詳細な報告が記載されている。
- (6) 山岸俊男 (1998) 『信頼の構造 心と社会の進化ゲーム』東京大学出版会
- (7) 拙著 (2005) 『現代高校生の法意識研究～実態調査に基づいた心理・教育的考察～』筑波大学大学院平成 16 年度修士論文
- (8) 「法テラス」は正式名称「日本司法支援センター」として、2006 年 4 月に設置された。また、2007 年 4 月より「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」が施行された。